

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

滝上町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 滝上町地域

#### (1) 現況

北海道の北東、渚滑川の上流にあたり北見山脈の中にあつて三方を山に囲まれ、その中央を天塩岳に源を発した渚滑川がサクルー川、オシラネップ川の各支流を集めて貫流し紋別市を経てオホーツク海に注いでいる。この三つの大きな川沿いに集落形成がなされ、酪農や畑作が複合する特性を活かし耕畜連携による農業生産活動を展開している地域である。

礫質重粘土地で生産性が低く、加えて高齢化及び担い手不足が深刻な問題となっており、地域施設の保安全管理や農用地の保全に関して、農家の負担軽減を必要とするところである。

また、エゾシカ等による鳥獣被害が拡大しており、地域における駆除や被害防止対策などに向けた取り組みの強化が求められている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、農業者だけでなく地域住民、近隣市町村等と連携し、資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等に農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全の高い営農活動の普及を図るため、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進する。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	滝上町区域	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

##### 1. 対象農用地の基準

###### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であつて、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取り組みが行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

###### ア 対象地域

特定農山村地域・山村振興地域・過疎地域自立促進特別措置地域の指定を受けている滝上町の全域。

###### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が該当主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

緩傾斜農用地（畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の全てを対象とする）。

##### 2. 集落協定の共通事項

(1) 協定構成員の事務軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

##### 3. 対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とする。

4. その他必要な事項  
特になし。